

労働者協同組合法施行規則案について 決算関係書類（概要）

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

1 総則

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。

組合又は連合会の成立の日における貸借対照表及び組合又は連合会が作成すべき決算関係書類の金額の表示の単位は、一円又は千円単位とする。剰余金処分案又は損失処理案については、一円単位とする。

各事業年度に係る決算関係書類の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、1年を超えることができない。

組合又は連合会が作成すべき各事業年度に係る決算関係書類は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2 貸借対照表

組合又は連合会が作成すべき貸借対照表（成立の日及び各事業年度ごと）について必要な部又は項目等を定める。

(1) 貸借対照表の区分

貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

①資産、②負債、③純資産

(2) 資産の部の区分

資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目（②を除く。）に細分しなければならない。

①流動資産、②固定資産、③繰延資産

① 流動資産

イ 現金及び預金（1年以内に期限の到来しない預金を除く。）

ロ 受取手形（通常取引（当該組合の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。）

ハ 売掛金（通常取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。）

ニ 売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。）及び1年以内に満期の到来する有価証券

ホ 商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。）

ヘ 製品、副産物及び作業くず

ト 半製品（自製部分品を含む。）

チ 原料及び材料（購入部分品を含む。）

リ 仕掛品及び半成工事

ヌ 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であって、相当な価額以上のもの

- ル 前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。）
 - ヲ 前払費用であって、1年以内に費用となるべきもの
 - ワ 未収収益
 - カ その他の資産であって、1年以内に現金化できると認められるもの
- ② 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。
- 有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他の資産
 - 有形固定資産（ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）
 - イ 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備
 - 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
 - ハ 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備
 - ニ 船舶及び水上運搬具
 - ホ 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
 - ヘ 工具、器具及び備品（耐用年数1年以上のものに限る。）
 - ト 土地

- チ 建設仮勘定（イからトまでに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
- リ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの
- 無形固定資産
 - イ 特許権
 - ロ 借地権（地上権を含む。）
 - ハ 商標権
 - ニ 実用新案権
 - ホ 意匠権
 - ヘ 鉱業権
 - ト 漁業権（入漁権を含む。）
 - チ ソフトウェア
 - リ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの
- 外部出資その他の資産
 - イ 外部出資（事業遂行上の必要に基づき保有する法人等の株式及び持分その他これらに準ずるものをいう。）
 - ロ 長期保有有価証券（満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券であって満期まで所有する意図をもって取得したものをいう。）その他の流動資産又は外部出資に属しない有価証券をいう。）

八 長期前払費用

二 繰延税金資産

ホ その他の資産であって、外部出資その他の資産に属する資産とすべきもの

へ その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの

③ 繰延資産として計上することが適当であると認められるもの 繰延資産

※ (2)に規定する「1年内」とは、次に掲げる貸借対照表の区分に応じ、定める日から起算して1年以内の日をいう。

① 成立の日における貸借対照表 組合の成立の日

② 事業年度に係る貸借対照表 事業年度の末日の翌日

(3) 負債の部の区分

負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

①流動負債、②固定負債

① 流動負債

イ 支払手形（通常取引に基づいて発生した手形債務をいう。）

ロ 買掛金（通常取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。）

ハ 前受金（受注工事、受注品等に対する前受金をいう。）

ニ 引当金（資産に係る引当金及び1年内に使用されないと認められるものを除く。）

ホ 短期借入金（1年内に返済されないと認められるものを除く。）

決算関係書類

へ 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

ト 未払法人税等（法人税、住民税及び事業税の未払額をいう。）

チ 未払費用

リ 前受収益

又 その他の負債であって、1年以内に支払又は返済されると認められるもの

② 固定負債

イ 長期借入金（1年以内に返済されないと認められる借入金をいう。）

ロ 引当金（資産に係る引当金及び①二に掲げる引当金を除く。）

ハ 繰延税金負債

ニ その他の負債であって、流動負債に属しないもの

(4) 純資産の部の区分

純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

①組合員資本（連合会にあつては、会員資本とする。）、②評価・換算差額等

① 組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、ロに掲げる項目は、控除項目とする。

イ 出資金

ロ 未払込出資金

ハ 資本剰余金（※1）

ニ 利益剰余金（※2）

決算関係書類

※1 資本剰余金に係る項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。

※2 利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

- ① 利益準備金（労働者協同組合法第76条第1項に規定する準備金をいう。）（その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。）
- ② 就労創出等積立金（労働者協同組合法第76条第4項に規定する積立金をいう。）
- ③ 教育繰越金（労働者協同組合法第76条第5項に規定する繰越金をいう。）
- ④ その他利益剰余金
 - イ 組合積立金（その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。）
 - ロ 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）（当期剰余金又は当期損失金を付記）

② 評価・換算差額等に係る項目は、**その他有価証券評価差額金**（純資産の部に計上されるその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び子会社の株式以外の有価証券をいう。）の評価差額をいう。）その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

(5) 表示

① 貸倒引当金等の表示

- イ 各資産に係る引当金は、ロによる場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産外部出資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- ロ 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。

- ② 有形固定資産に対する減価償却累計額の表示
- イ 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、□による場合のほか、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
 - 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。
- ③ 有形固定資産に対する減損損失累計額の表示
- イ 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、□及びハによる場合のほか、当該各有形固定資産の金額（②□により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。
 - 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
 - ハ ②イ及び□の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもって表示することができる。

- ④ 無形固定資産の表示
各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。
- ⑤ 外部出資の表示
外部出資は、子会社出資（子会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）又は持分をいう。）の項目をもって別に表示しなければならない。
- ⑥ 繰延税金資産の表示
繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として外部出資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。
- ⑦ 繰延資産の表示
各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。

3 損益計算書

各事業年度ごとに組合又は連合会が作成すべき損益計算書について必要な項目等を定める。

(1) 損益計算書の区分

損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

①事業収益、②賦課金等収入（労働者協同組合法第104条第1項の規定に基づき徴収したものをいう。）、③事業費用、④一般管理費、⑤事業外収益、⑥事業外費用、⑦特別利益、⑧特別損失

イ 事業収益に属する収益は、売上高、受取手数料、受取施設利用料、受取貸付利息、受取保管料、受取検査料その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

ロ 賦課金等収入に属する収益は、賦課金収入、参加料収入、負担金収入その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

ハ 事業費用に属する費用は、売上原価、販売費、購買費、生産・加工費、運送費、転貸支払利息その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

ニ 一般管理費に属する費用は、人件費、業務費、諸税負担金その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

決算関係書類

- ホ 事業外収益に属する収益は、受取利息、外部出資に係る出資配当金の受入額その他の項目に細分しなければならない。
- ヘ 事業外費用に属する費用は、支払利息、創立費償却、寄付金その他の項目に細分しなければならない。
- ト 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、補助金収入（経常的経費に充てるべきものとして交付されたものを除く。）、前期損益修正益その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
- チ 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、固定資産圧縮損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
- リ イからチにかかわらず、イからチに係る各収益若しくは費用又は利益若しくは損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該収益若しくは費用又は利益若しくは損失を細分しないこととすることができる。
- ヌ 組合が2以上の異なる種類の事業を行っている場合には、①から④までに掲げる収益又は費用は、事業の種類ごとに区分することができる。
- ル 損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。

(2) 事業総損益金額

- ① 事業収益に賦課金等収入を加算して得た額から事業費用を減じて得た額（以下「事業総損益金額」という。）は、事業総利益金額として表示しなければならない。
- ② 組合が2以上の異なる種類の事業を行っている場合には、事業総利益金額は、事業の種類ごとに区分し表示することができる。
- ③ ①及び②にかかわらず、事業総利益金額が零未満である場合には、零から事業総利益金額を減じて得た額を、事業総損失金額として表示しなければならない。

(3) 事業損益金額

- ① 事業総損益金額（当該金額が2以上ある場合には、その合計額）から一般管理費の合計額を減じて得た額（以下「事業損益金額」という。）は、事業利益金額として表示しなければならない。
- ② ①にかかわらず、事業損益金額が零未満である場合には、零から事業損益金額を減じて得た額を、事業損失金額として表示しなければならない。

(4) 経常損益金額

- ① 事業損益金額に事業外収益を加算して得た額から事業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。
- ② ①にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

(5) 税引前当期純損益金額

- ① 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。
- ② ①にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

(6) 税等

- ① 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しなければならない。
（イ）当該事業年度に係る法人税等、（ロ）法人税等調整額（税効果会計の適用により計上されるイに掲げる法人税等の調整額をいう。）
- ② 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、①イに掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、①イに掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(7) 当期純損益金額

① イ及びロに掲げる額の合計額からハ及び二に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」という。）は、当期純利益金額として表示しなければならない。

イ 税引前当期純損益金額

ロ (6)②の場合（(6)②ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは当該還付税額

ハ (6)①イ及びロに掲げる項目の金額

二 (6)②の場合（(6)②ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは、当該納付税額

② ①にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

(8) 貸倒引当金繰入額の表示

貸倒引当金の繰入額及び貸倒引当金残高の取崩額については、その差額のみを貸倒引当金繰入額又は貸倒引当金戻入益としてそれぞれ次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

① 貸倒引当金繰入額次に掲げる項目

イ 事業上の取引に基づいて発生した債権に係るもの 事業費用

ロ 事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの 事業外費用

② 貸倒引当金戻入益 特別利益

4 剰余金処分案又は損失処理案

各事業年度ごとに組合又は連合会が作成すべき剰余金処分案又は損失処理案について必要な項目等を定める。

当期末処分損益金額と組合積立金の取崩額の合計額が零を超える場合であって、かつ、剰余金の処分がある場合には、(1)により剰余金処分案を作成しなければならない。

これ以外の場合には、(2)により損失処理案を作成しなければならない。

(1) 剰余金処分案の区分

① 剰余金処分案は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

(イ) 当期末処分剰余金又は当期末処理損失金、(ロ) 組合積立金取崩額
(一定の目的のために設定した組合積立金について当該目的に従って取り崩した額を除く。)、(ハ) 剰余金処分量、(ニ) 次期繰越剰余金

② ①イの当期末処分剰余金又は当期末処理損失金は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

i 当期純利益金額又は当期純損失金額

ii 前期繰越剰余金又は前期繰越損失金

③ ①ロの組合積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。

④ ①ハの剰余金処分量は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

i 利益準備金、ii 組合積立金、iii 教育繰越金、iv 従事分量配当金

⑤ ④iiの組合積立金は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。

(2) 損失処理案の区分

- ① 損失処理案は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。
（イ）当期末処理損失金、（ロ）損失てん補取崩額、（ハ）次期繰越損失金
- ② ①イの当期末処理損失金は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
 - i 当期純損失金額又は当期純利益金額
 - ii 前期繰越損失金又は前期繰越剰余金
- ③ ①ロの損失てん補取崩額は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
 - i 組合積立金取崩額
 - ii 利益準備金取崩額
 - iii 資本剰余金取崩額
- ④ ③ i の組合積立金取崩は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。

5 附属明細書

各事業年度に係る組合又は連合会が作成すべき附属明細書について必要な事項を定める。

- (1) 各事業年度に係る組合又は連合会の決算関係書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、組合又は連合会の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。
 - ① 有形固定資産及び無形固定資産の明細
 - ② 引当金の明細
 - ③ 販売費及び一般管理費の明細

6 事業報告書

各事業年度ごとに組合又は連合会が作成すべき事業報告書について必要な事項を定める。

(1) 事業報告書の内容

事業報告書は、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

- ① 組合の事業活動の概況に関する事項
- ② 組合の運営組織の状況に関する事項
- ③ その他組合の状況に関する重要な事項（決算関係書類の内容となる事項を除く。）

(2) 組合の事業活動の概況に関する事項

(1)①に規定する組合の事業活動の概況に関する事項とは、次に掲げる事項（当該組合が2以上の異なる種類の事業を行っている場合には、主要な事業別に区分された事項）とする。

- ① 当該事業年度の末日における主要な事業内容
- ② 当該事業年度における事業の経過及びその成果
- ③ 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）

イ 増資及び資金の借入れその他の資金調達

ロ 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資

ハ 他の法人との業務上の提携

ニ 他の会社を子会社とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得又は処分

ホ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併（当該合併後当該組合が存続するものに限る。）その他の組織の再編成

④ 直前3事業年度（当該事業年度の末日において3事業年度が終了していない組合にあっては、成立後の各事業年度）の財産及び損益の状況

⑤ 対処すべき重要な課題

⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、当該組合の現況に関する重要な事項

(3) 組合の運営組織の状況に関する事項

(1)②に規定する組合の運営組織の状況に関する事項とは、次に掲げる事項とする。

① 前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項

（イ）開催日時、（ロ）出席した組合員（又は総代）の数、（ハ）重要な事項の議決状況

② 組合員に関する次に掲げる事項

（イ）組合員の数及びその増減、（ロ）組合員の出資口数及びその増減

③ 役員（直前の通常総会の日翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。）に関する次に掲げる事項

イ 役員の氏名

ロ 役員の当該組合における職制上の地位及び担当

ハ 役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実

ニ 役員と当該組合との間で補償契約（労働者協同組合法第48条第1項に規定する補償契約をいう。）を締結しているときは、次に掲げる事項

i 当該役員の氏名

決算関係書類

- ii 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）
- ホ 当該組合が役員に対して補償契約に基づき労働者協同組合法第48条第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該組合が、当該事業年度において、当該役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨
- へ 当該組合が役員に対して補償契約に基づき労働者協同組合法第48条第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額
- ト 当該事業年度中に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項
 - i 当該役員の氏名
 - ii 労働者協同組合法第38条第3項において準用する会社法第345条第1項の意見があったときは、その意見の内容
 - iii 労働者協同組合法第38条第3項において準用する会社法第345条第2項の理由があるときは、その理由
- ④ 当該組合が保険者との間で役員賠償責任保険契約（労働者協同組合法第49条第1項に規定する役員賠償責任保険契約をいう。）を締結しているときは、次に掲げる事項
 - イ 当該役員賠償責任保険契約の被保険者の範囲
 - ロ 当該役員賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員賠償責任保険契約によって被保険者である役員（当該組合の役員に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

決算関係書類

を講じている場合にあつてはその内容を含む。)

- ⑤ 職員の数及びその増減その他の職員の状況
 - ⑥ 業務運営の組織に関する次に掲げる事項
 - イ 当該組合の内部組織の構成を示す組織図（事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。）
 - ロ 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要
 - ⑦ 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地
 - ⑧ 子会社の状況に関する次に掲げる事項
 - イ 子会社の区分ごとの重要な子会社の商号又は名称、代表者名及び所在地
 - ロ イに掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子会社の概況
 - ⑨ ①～⑧に掲げるもののほか、当該組合の運営組織の状況に関する重要な事
- (4) 事業報告書の附属明細書の内容
事業報告書の附属明細書は、事業報告書の内容を補足する重要な事項をその内容とするものでなければならない。